

雇用関係の先取特権の存在について、申立人が証明すべき事実及び一般的な証明文書の例

1 証明すべき事実

<給料債権を請求する場合>

雇用契約の存在

給料額の定め

労務の提供

<退職金を請求する場合>

雇用契約の存在

退職の事実

退職金の定め

<解雇予告手当を請求する場合>

雇用契約の存在

即時解雇及び退職の事実

平均賃金の額

2 証明文書

<雇用契約の存在>

雇用契約書

労働者名簿

雇用保険申請書

<給料額の定め>

賃金台帳

過去の給料明細書

給料明細の記載された給料袋

給料の銀行振込みを証明する預金通帳等

所得税源泉徴収票

就業規則等の賃金規定

債務者作成の未払給料明細書（印鑑証明書付）

給料辞令

<労務の提供>

出勤簿

勤務日程表

勤務日数が記載された過去の給料明細書

<退職の事実>

解雇通知書

離職証明書

<退職金の定め>

就業規則

退職金規定

過去の退職金明細書

債務者作成の未払退職金明細書（印鑑証明書付）

<即時解雇の事実>

解雇通知書

<平均賃金の額>

過去3箇月分の賃金台帳

過去3箇月分の給料明細書